

令和2年9月16日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 宮下 敬子

トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する
不当廉売関税の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、関税定率法第8条第1項、第2項及び第32項の規定に基づき、「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」（令和2年政令第279号）が制定され、下記のとおり、トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して不当廉売関税が発動されることになりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 該当物品及び統計品目番号

関税定率法の別表第2919.90号に掲げる物品のうちトリス（クロロプロピル）ホスフェートで、令和2年9月17日から令和7年9月16日までの期間に輸入されるもの（中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするものに限る。）

2. 発動後の税率

一般の関税 + 不当廉売関税（37.2%）とする。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門
（06-6576-3313）までお問い合わせください。